

小金井 かんえんの友



会報119号 2016年7月2日
発行所 小金井地区肝友会
事務局 〒184-0003
小金井市緑町4-17-16（杉田）
Tel&Fax 042-383-2024
郵便振替 00170-1-96677

肝炎問題は、もう「一件落着」ですか

萩尾 邦生

—— 事務局退任にあたって ——

すこし前、TBS-BSで「肝がん死ゼロを目指して～C型肝炎との闘いは最終章へ～」という番組が放映されました。虎の門病院のえらい先生をはじめとして、埼玉医大、広島大、佐賀大等の高名な先生たちが出演されて、一昔前までは不治と言われたC型肝炎が、革命的な経口抗ウイルス新薬の登場によって「治る病」へと変わったこと、また、実際に新薬を服用して病魔から解放された多くの患者さんたちの、喜びと安堵の声が紹介され、番組全体が「肝炎新時代」の到来を喜ぶ雰囲気満たされていました。登場者の中には肝炎患者会の関係者の方々もいて、ともに「祝賀モード」にひたっておられました。

まもなく肝がんオペ十数回を越えようという「重症高齢患者」のひとりである私は、この番組を見ながら、率直に言って奇妙な違和感にとらわれたことを告白しておきます。「そんなもの、お前のケチな料簡から出たひがみ根性にすぎない」と言われればそれまでです。私たち患者会が、長年希求してきたものは、まさに患者全員が革命的な新薬の恩恵に浴し、肝がん死の恐怖から救出されることでしたから、そこへ一歩近づいたこと自体は慶賀すべきことであれ、ケチをつけるべき筋合いはありません。私も多くの患者さんがウイルスの病魔から解き放たれて、明るい未来を手にしたことを心から祝福したいと思っています。

一方、すでに病勢がかなり進行して新薬の恩恵に浴することが出来なかった患者もゴマンといるという現実を、社会全体が忘れてしまっただけとはいけないことを強調したいのです。B型肝炎の課題も未だ解決してはいません。先に「国立がん研」が発表した「がん部位別10年生存率調査」でも、依然として肝がんはワーストワンであるという重い現実から目をそらすわけにはいきません。

革命的な新薬の恩恵を個々の患者さんが喜ぶのはけっこう、しかしまだ多くの重症患者を抱えているはずの患者会までが、一緒になって喜んでる様子は悲しいというしかありません。未だ「救出されない」重症患者は、まるで「落ちこぼれ」のように「残務処理」のお荷物扱いされてはたまりません。私たちは好きこのんで肝炎患者になったわけではありません。国のかつての血液行政の過誤によって、不本意に患者となったのです。今こそ重症高齢患者の現実に集中して、救済と援助のために全力を尽くしてほしいと願うこと切なるものがあります。（当会相談役）

介護問題勉強会**介護保険の仕組みと運用の実態を考える**

小金井みなみ地域包括支援センター

中村紀美センター長・看護師

小金井ひがし地域包括支援センター

杉森珠美介護支援専門員・社会福祉士

小金井地区肝友会の第31回定例総会がさる4月10日、小金井市前原暫定集会所で行われましたが、総会終了後、介護に関する勉強会を開催いたしました。大変お忙しい中、中村様、杉森様に詳しいお話をさせていただきました。ありがとうございました。当日の話の内容をまとめましたので今後の参考にさせていただきたいと思います。

はじめに

ご紹介いただきました小金井みなみ地域包括支援センターの中村と、小金井ひがし地域包括支援センターの杉森です。よろしくお願いたします。二人で分担して本日の説明をさせていただきますが、最初は私、杉森から説明いたします。

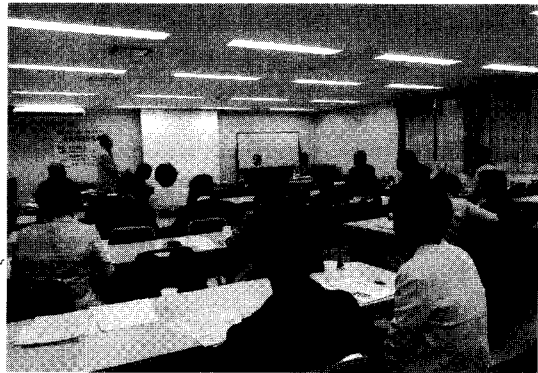
小金井市の地域包括支援センターについて

小金井市は、市内を4つに分けてそれぞれに地域包括支援センターを置いています。これらは市から委託された医療法人が運営し、主に65歳以上の高齢者の方々の様々な相談窓口となっております。介護保険の関係だけではなく、市民の高齢者がちょっと困ってしまったこと、私生活の相談、生活費の相談、あるいは虐待が行われている等のことも取り扱っております。私もこの中の一つに属し、日々相談に当たっています。本日は小金井市における介護保険の制度についてお伝えして、この保険を利用するためにどのような手順を踏まなければならないか、またその後どのようなサービスを受けられるのか前半説明させていただきます。

介護保険のしくみ

まず介護保険はどのような人が加入されているかを説明します。年齢によって2パターンあります。65歳以上の方を第1号被保険者といひまして、介護サー

ビスを使いたいと思った時には病気とか環境とか関係なく申請をすることが出来ます。また40歳から64歳までの方は第2号被保険者という国から指定された16疾病の方が利用出来ます。この16疾病は加齢と関係のある疾病、要介護状態になる恐れが高い疾病です。これは必ず主治医の先生に意見書を書いていただかなければなりません。



介護問題勉強会の様子

介護保険を利用するためには当然保険証が必要となります。保険証は小金井市では65歳になる月に郵送で自動的に送られてきます。小金井市のものは三つ折りの水色です。介護保険を使うようになるとその中に要支援のいくつ、あるいは、介護のいくつといった認定の区分が載ります。その他に介護保険負担割合証というものも別に交付されます。従前は一律に1割負担でしたが、昨年の8月から所得によって1割または2割の負担の2種類となりました。これは鶯色のものです。ただし、これは認定の出ている方のみにお送りしています。

介護保険料

介護保険は公費と皆様が納める保険料を財源に運営されています。皆様は1割か2割の利用料を支払うだけでサービスを受けられますが、業者さんには残り8～9割の料金が保険から支払われる仕組みになっています。保険料を支払わないとどうなるかですが、2年以上滞納すると後々利用負担が3割になったり、高額介護サービスが受けられなくなったりします。なお、保険料についてはそれぞれの市町村で保険料が違い、収入等の個人差もあるので金額等についてはお住まいのところで聞いていただくことになります。

サービスの利用のしかた

サービスを利用する手順ですが、デイサービスや、ヘルパーさんを使いたいといった場合にまずは申請していただかなければなりません。時々いらっしゃるのですが、困っちゃったから明日から来てもらいたいなどと言う相談がご子息等からあります。でも、まず申請をしていただかないと何も始まりません。申請をするとその後市役所から自宅ないし病院等に認定調査に伺います。その中で決まった項目の質問をして聞き取りをして、併せて医師に意見書を書いていただきコンピューターで一次判定をします。その後介護認定審査会を開いて二次判定をし、介護の認定が決まるわけです。その後1か月ほどでご自宅へ通知書が届き、介護度に応じて次の段階へ進みます。

要介護認定の申請は市役所でももちろん出来ますし、お近くの地域包括支援センター、介護保険施設等でも出来ます。必ずしもご本人がいらっしゃる必要はなくて、ご家族でも大丈夫ですし、包括支援センターの職員が書類を持ってご家庭へ出向き申請することも可能です。申請に当たっては介護保険証が必要ですが、主治医からの書類は先生のお名前を書き添えていただければ市役所から先生に郵送しますのでご心配はいりません。また90代の方が今までお元気であったけれど、転んでしまった、一人暮らしで明日から食べることも出来ないといったケースでも申請後認定結果が通知される前でもサービスを利用することは出来ます。暫定プランを作成して小金井市に届けることでヘルパーさんを利用出来たり、お弁当の配達を依頼出来たりします。ですから申請をした日から基本的にはサービスを受けられる仕組みになっています。ただし介護保険の認定結果は要支援になるか、あるいは要介護になるのかそれほどの程度なのか当初はわかりません。わかるのは約1か月後になります。毎日ヘルパーさんに来てもらったけれど、認定は思ったより軽く出てしまうケースも考えられます。実際にはご家族にその可能性も含めて説明し、相談しながら進めています。介護サービスを使うには、介護の知識を幅広く持った専門家のケアマネジャーの手助けが必要です。またケアマネジャーがいる事業者を指定居宅介護支援事業者と言います。

認定調査はどのようなことをするのかですが、先ほど申しましたように小金井市では市役所の職員が訪問して調査します。基本的にはすべての申請者に決まった質問を細かく伺って判断していきます。もちろん調査項目に書ききれないことは特記事項として追加で書き入れます。非常に細かく聞いていくわけで、本人だけではなくご家族がいらっしゃる場合にはご家族にも聞き取りをします。特に認知症などご本人の状態が厳しい場合にはご家族のお話を聞くことが望ましいと思います。その他に主治医意見書を先生に書いていただきます。その後コンピューターによる一次判定がされて、さらに特記事項、主治医の意見書をもとに介護認定審査会が審査をしてどのくらいの介護が必要か判定します。なお、認定審査会は小金井市が任命する保健、医療、福祉の学識経験者で構成されています。この判定に疑問や不服がある場合には、まず小金井市の窓口にご相談して、なお、納得出来ない場合には結果が届いた日の翌日から60日以内に東京都に設置されている介護保険審査会に申し立てが出来ます。申請から約1か月で、要支援1から要介護5まで、あるいは対象とならない非該当の結果が記載された認定結果通知書と保険証が届きます。

要介護状態の区分は介護保険のパンフレットに載っていますが、これはあくまでも目安です。例えば要支援1の「ほぼ自立した生活は出来るが、介護予防のため支援や改善が必要」から始まって要介護5の「生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能」まで7段階に分かれています。この認定

によって介護保険を利用していくわけで、普通であれば1年か2年に一回見直しをして更新手続きをします。その時期が近づいたら郵送で通知が来ますので忘れずに手続きをしてください。ただし、更新時期前に明らかに状態が悪くなってしまった場合はいつでも変更の手続きが出来ますのでケアマネジャーに相談してください。



それではここからは私、中村が説明いたします。サービスを利用する際のケアプラン作成からお話いたします。要支援1、2と非該当の方については地域包括支援センターの職員がいろいろなご相談の窓口になります。地域包括支援センターは社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師あるいは看護師などが中心となって住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関であり、介護予防ケアマネジメントと言って介護度の軽い方のケアプランを担当しています。まず保健師さんと話をしていくわけですが、小金井市では保健師さんが少なく経験のある看護師が中心となってケアプランを作成しています。実は小金井市は他と比べて要支援の方が多くて、毎月新しい申請の方と更新の方の情報が市役所から来るのですが多い月で40～50件にもなります。初めて介護保険を使う方が毎月5～10件くらいはいらっしゃいます。逆に要介護になられてケアマネジャーにお願いする方もいらっしゃいますが、その都度それぞれの窓口の方と相談しております。次に要介護1～5で、在宅でサービスを利用する人は居宅介護支援事業者が、そして施設への入所希望者は介護保険施設と契約してそのケアマネジャーが、それぞれケアプランを作ります。このように要支援と要介護はサービスの利用等違いがあります。

利用者の負担

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業者に支払う利用者負担はかかった費用の1割か2割です。負担割合はその方の所得によって違ってきます。また、在宅サービスの場合は、その介護度によって1か月に使えるサービスの金額の上限が決まっていますその範囲内であれば1割か2割の負担で利用出来ますが、これを超えるとすべて全額負担となります。あくまでも限度額ですので要支援の方が杖1本だけ借りるような少額でももちろん利用出来ます。施設サービスの場合ですが、サービス費用の1割または2割負担は在宅と同じですが、このほかに食費、居住費、日常生活費が利用者の負担となります。低所得の方は申請をいただければ食費や居住費等が軽減される仕組みもあります。また、介護保険の利用者負担が高額になったときは申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から払い戻されます。各世帯の所得により上限額が決められていますので詳しくはお尋ねください。そ

の他介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することも出来ます。

これらのサービスに苦情や不満がありサービス提供業者に相談しづらい時は、ケアマネジャー、小金井市の介護保険担当窓口、地域包括支援センター、国民健康保険団体連合会に相談出来ますのでご安心ください。

サービスの種類

次に利用出来るサービスについてお話しします。私たちは在宅サービスのお手伝いをする事が多いのです。

まず在宅サービスのお話をします。最初に訪問介護（ホームヘルプ）があり、要介護と要支援で内容、費用の違いがあります。要介護の方は入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。要支援ですと、同居家族の支援や地域での支えあい・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーに訪問してもらい支援を受けることが出来ます。次に訪問入浴介護があります。要介護の人になると浴槽まで自宅に持ち込んでの介護が受けられ、要支援の方は介護予防を目的とした入浴の支援が受けられます。ただ、要支援の方で入浴支援を利用される方はあまりいらっしゃいません。訪問リハビリテーションというものもあります。理学療法士等に訪問してもらうわけですが、圧倒的に要介護の人の利用が多くなっています。要支援の方はほとんどの場合出向いた先でリハビリを受けることが多くなっています。訪問看護というものもあります。看護師さんが訪問するわけですが、かかりつけの医師の指示書が必要でその内容通りのことを行います。また、日常の健康チェックとか薬の飲み忘れがないか等の確認も行っています。最後に居宅療養管理指導というものがあり、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい療養上の管理や指導が受けられます。

次に施設に通って受けるサービスの説明をします。これは通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーション（デイケア）の2つに分かれます。小金井市では圧倒的に通所介護を利用する人が多くなっています。通所リハビリテーション施設は市内に5、6か所くらいしかありません。これは日常生活の支援とか生活行為の向上のためにリハビリテーションが必要な人が利用します。デイケアには理学療法士、管理栄養士、言語聴覚士などがいるのですが、数も少ないことからデイサービスに通いながら待っているケースも発生しています。最近デイサービスの中でも機械を入れてマシントレーニングを行うところが出てきました。これは普通のデイサービスですと女性は他の方と友好を深められていいと感じても、男性はあまり行きたがらない傾向があります。そのため、マシントレーニングで体を鍛えませんかと言うと男性も「それなら…」と参加される方がいらっしゃるからです。時間も、例えば朝弱いからという人は午後



介護保険のパンフレット『あったかいね介護保険』
小金井市役所、各地域包括支援センターで配布。誰でも貰えます。

手すり、スロープ、歩行器、杖、車いす、ベッド、床ずれ防止用具、体位変換器、徘徊検知機器、リフト、自動排泄処理装置があります。要支援の方は手すり、歩行器、杖等の利用が多いのですが、要介護になるとその度合いが重くなるにしたがってベッドや徘徊探知器の需要が増えてきます。他に福祉用具購入費の支給もあります。利用する場合は必ず申請が必要になります。対象としては腰かけ便座（ポータブルトイレ）、入浴補助用具、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、移動用リフトのつり具があり排泄、入浴関係はレンタルやリサイクルが出来にくいということから補助が出ます。これらの商品は買った後にもっといい商品が出たからといってなかなか2回目の補助は出にくいので、購入の際は事業所ごとに福祉用具専門相談員がいるので相談をしていただくことをお勧めいたします。

住宅環境を整備するサービスですが、事前の申請が必要になりますが、住宅改修費の支給制度もあります。介護保険で出来る改修例としては、手すりの取り付け、段差解消、滑り防止、引き戸などへの扉の取替、洋式便器などへの便器の取替などがあります。この中で特に要望が多いのは手すり、水回りの設置を希望される方が多いです。特に風呂は滑りますのでたった1本の手すりが有効になります。このほか住宅の入り口に段差がある家が多いのでそこにつける、又はトイレの中につけることもあります。これもケアマネジャーや理学療法士に相談して、知っているところがあればその工務店に頼むことも出来ますし、どこに頼んだらいいかわからない場合には地域包括センターでも何か所か

だけとか柔軟に対処出来ますし、いつでも見学出来ますのでまずはいろいろ見てから決めるのがいいと思います。

今度は施設に短期間入所して受けるサービスの説明もします。これには短期入所生活介護（ショートステイ）と短期入所療養介護（医療型ショートステイ）があります。これらについては市内にもいくつかありますが、市内でなくても近隣であればご相談に応じることも出来ます。このほかに、特定施設入居者生活介護と言って、有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられる制度もあります。市内にも何か所か有料老人ホームがありますが、このような入所者が利用出来ます。

福祉用具を利用するサービスについても説明いたします。福祉用具の貸与と書いてありますが、文字通りレンタルすることになります。手

紹介することも出来ます。なお、上限額が20万円となっていて皆様はその中の1割か2割負担となります。必ず市役所に事前申請をしてから工事にかかってください。

また、パンフレットには施設サービスのページもありますが、これに関しては要介護の方のみの利用が可能ですので、地域包括支援センターの担当外になってしまいますが、簡単に説明いたします。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養病床等）があります。

このほかに住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたものとして地域密着型サービスがあります。原則として小金井市にお住まいの方限定のサービスとなっております。様々なサービスがありますが、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などが比較的によく利用されています。グループホームだけでも市内に現在5か所あります。このほか市内に1か所ある夜間対応型訪問介護や、市内3か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が出来る事業所もあります。例えば夜間ご家族が休むために頼むとかの利用が考えられますが利用される方が今は少ないのが実情です。

地域支援事業

次に地域支援事業の話をしていきます。要介護認定で「非該当」と認定された場合は、介護保険のサービスを受けることは出来ません。しかし、小金井市が行う基本チェックリスト等の生活機能評価を受け、生活機能の向上が必要と判定された「二次予防事業対象高齢者」は地域支援事業の二次予防事業対象高齢者向け介護予防事業を利用出来ます。必要でないとは判定された人や65歳以上の一般の人は、一次予防事業対象高齢者向けの介護予防事業を利用出来ます。しかし、見直しが行われているところで、現在利用出来るのは小金井さくら体操自主グループというものだけになっています。市内在住で65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない方が対象となります。ご興味のある方はご相談ください。あとは介護されている方のための支援もあります。

なんでもご相談ください

最後に地域包括支援センターを利用しましょうということで業務の内容を説明いたします。センターは高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点であり、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者やその家族を支えています。高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた悩みや相談を、適切な機関と連携して解決に努めており、自立して生活出来るように支援していくと同時に、皆さんの権利を守ります。実際には介護予防ケアマネジメントとして、要支援

1、2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人が、自立して生活出来るように介護保険や介護予防事業などで介護予防の支援をしたり、虐待を早期に発見したり、成年後見人制度の紹介・消費者被害の対応などにも当たっています。介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでも相談に応じています。暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワーク調整もしております。また、地域の皆さんと協力して高齢者を守ることも行っております。皆さんもご近所に住んでいらっしゃる高齢者の方が「いつもと違うな」「見かけないな」「新聞・郵便物が貯まっているな」「家の中から高齢者をどなる声が聞こえる」等の「気づき」があったらぜひ地域包括支援センターまで一報いただきたいと思います。連絡をいただければすぐに対応することは可能ですし、すでにそのような例もあります。

以上介護保険の仕組みから運用まで、簡単ですがご紹介させていただきました。本日はありがとうございました。（了）

平成 28 年度定例総会開催

事務局長は萩尾さんから窪田さんにバトンタッチ

さる4月10日（日）午後1時半より、小金井市前原暫定集会施設において、第31回定例総会を開催しました。西岡真一郎・小金井新市長も出席され、当会への励ましの言葉をいただきました。

総会は委任状も含めて会員過半数の出席を得て成立。旧年度の活動報告と新年度の活動計画の提案、決算と予算を提案通り了承、採択となりました。

その後、次期運営委員と会計監査を選出。萩尾邦生事務局長の後任として、新たに窪田裕和さんを選出しました。萩尾旧事務局長は、小金井地区肝友会30周年行事や会報の発行、講演会の主催などさまざまな面から、多大なる貢献をされました。心から謝意を申し上げます。

◆平成28年度の運営委員は以下の通りです（敬称略）

名誉会長	杉田清子
会長	川田義広
副会長	渡辺久美子（会計兼務）
事務局長	窪田裕和
事務局次長	井川妙子、谷口美和子
会計	小向ゆり、末藤佳子
運営委員	上楢和子、田中陽子、保坂幸子（上楢さんは新任）
相談役	黒川清知、萩尾邦生
会計監査	栗橋静江

萩尾邦生さんに感謝

杉田 清子

私は小金井地区肝友会事務局長をしていた時の萩尾さんに、感謝の気持ちを書かなければならないと思いました。

肝友会の25周年記念誌や30周年祝賀会の際は、彼のすばらしい手腕に驚きました。25周年には、記念誌会報95号として『肝炎療養白書 —アンケート調査による肝炎患者の生活と意見—』を記念出版することができました。萩尾さんの博識を私は肌で感じて多くの知識を得ることができたと思います。さらに、30周年祝賀会でも萩尾さんの手腕に驚き、すばらしい方と出会ったと心から感じています。その反面自分自身のなさけなさを感じましたが、勉強ができたと思っています。萩尾さんが中心にいなかったら、どの患者会も成し得なかったこれらのことは実現できなかったと感謝でいっぱいです。

今、彼は肝臓が「がんの畑」になったと言いましたが、私はそのつらさを身をもって感じ取ることはできませんが、「がんの畑」の芽が出た時に、その芽をつみとる新薬が出ることを切に祈りたいと思います（早く、早く）。

安心のできる生涯を願い、これまでの事務局長としてのご活躍に心からの感謝を申し上げます。有難うございました。（筆者は当会名誉会長）

国会請願が衆参両院で採択

5月17日、日本肝臓病患者団体協議会の27回目の「肝炎対策の前進を求める国会請願行動」が行われました。小金井地区肝友会からも、井川・川田・末藤・田中の4名の会員が参加しました。

今年の請願署名は、B型肝炎訴訟団・薬害肝炎訴訟団の協力を得て合計22万筆が集まりました。全国からの参加者250名は各班数人ずつで手分けして、議員の部屋を訪れ、請願の趣旨を説明し、請願採択へ向けて議長への紹介議員となるよう協力をお願いしました。国会の会期末で忙しい中、委員会の合間をぬって19名の国会議員から連帯のメッセージがありました。

昨年発足した与党内議員連盟が大きな力となり、今年度の請願3項目は6月1日の衆議院・参議院本会議にて採択されました。積年の悲願である「ウイルス性肝硬変・肝がん患者の医療費助成」に向けての大きな成果です。

なお、当会の署名・カンパの額は、約400筆、約9万円でした。

会員の皆さまのご協力に心より感謝申し上げます。（川田記）

♪ 軽井沢バス旅行 ♪

田中 陽子

5月26日天気は快晴、肝友会一行20名を乗せたバスは爽やかな風を受けて、軽井沢へ向かって走ります。麦秋の畑をぬけ、険しく迫る妙義山や、森の中で満開に咲く藤の花を見ながら、正午に鬼押出し園へ到着しました。目の前の雄大な浅間山



浅間山をバックに、「ハイチーズ！」山が半分しか見えなくて残念。

をバックに記念撮影をして、和気あいあいの中での昼食は、「美味しかったー！」という声でした。

園内は巨岩がゴロゴロとすそ野を埋め尽くし、まさに、岩海です。1783年に起きた大噴火のもの凄さを語っています。「火口で鬼が暴れ、岩を押し出した」という当時の人々の印象が【鬼押出し】の名の由来のようです。時を経て、岩の間から木々が成長し、岩肌にピンクの愛らしい岩カガミの花の群生や、光る珍しいコケを見る事ができました。

その後、バスで10分ほど走り、白糸の滝に立ち寄りしました。幅広い滝に囲まれた、天然クーラースポットで、冷たい水にふれたり、写真を撮ったりと涼を体感し清流辺のセリやコゴミの緑に心も癒されるようでした。

そして、最後は旧軽の街のきままな散歩です。こじゃれたテラスでコーヒーを飲んだり、ソフトクリームを食べたり、お土産を求めて奔走したりとさまざまに楽しみ、皆さん満足げなお顔でバスに戻られました。

帰路は横川インターで夕食用の釜めしや、野菜を買い、車中はカラオケを楽しみました。小金井到着は予定より遅れて6時半になってしまいました。

社協の運転手の井梅さんに感謝いたします。（筆者は当会運営委員）

◆ 川田会長が肝炎対策推進協議会委員に ◆

当会の川田義広会長が、厚生省の肝炎対策推進協議会委員に選任されました。患者代表として私たちの声を届ける重要な役割。今後の活躍が期待されます。

●肝炎対策推進協議会は、肝炎対策基本法の規定に基づき設置されました。厚生労働大臣が、肝炎対策基本指針の策定・変更を行う場合、肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとされています。協議会メンバーは、患者代表、医師会代表、企業代表、組合代表、自治体関係者、肝臓専門医からなる20人で構成されています。

＜7月10日＞「何でも話そう談話室」

申し込みは不要です。ご自由にお越しください。

今回は「C型患者の新薬体験」と「B型患者のストレスケア」をテーマに、考えていきます。次々とC型新薬が登場し当会でも治る方が増えてきました。しかし現在出ている飲み薬は、ひとつの薬が効かなくなると耐性が生まれ他の薬も効かなくなる難点があり、薬の選択には慎重な対応が必要だと言われています。

一方B型患者はC型の明るい話題に「続いてB型も」と希望が持てる反面、おいてけぼりにされた寂しさがあります。さらに肝炎全体が「難病」ではないと判断されると、今後の治療に影響が出るのではとの心配が生まれてきます。そんな中で、前向きに治療に取り組むためにはどうしたらいいか考えていきましょう。

談話室は、出会い・学び・つながる交流の場。悩みを話すことで、気持ちが楽になるかもしれません。新薬の体験談を聞いて、励まされるかもしれません。どうか気楽な気分でお越しください。

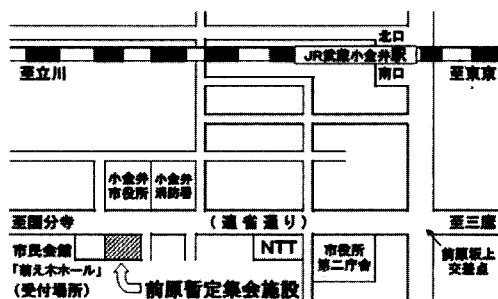
日時：平成28年7月10日（日）

午後1:00～3:00

会場：小金井市前原暫定集会施設

（萌え木ホール隣）

申し込み不要、参加費無料



《医療講演会のお知らせ》

講師に山梨大学医学部教授・榎本信幸先生をお迎えします。

榎本先生のご講演は、難しい話をわかりやすく説明して下さると定評があります。日程とテーマについては現在調整中。決まり次第お知らせいたします。

●榎本信幸先生（略歴）

1984年3月 東京医科歯科大学 卒業

2001年4月 東京医科歯科大学 消化器内科講師

2003年9月 山梨大学 第一内科教授